

**令和2年度  
堺市上下水道局内部統制評価報告書**

**令和3年7月**



## 令和2年度堺市上下水道局内部統制評価報告書

堺市上下水道事業管理者 出末 明彦は、地方自治法第150条第4項の規定を踏まえ、令和2年度の内部統制の整備及び運用状況について評価を行い、作成したものです。なお、この報告書は、地方自治法第150条第5項の規定による監査委員の審査の対象ではありません。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

内部統制とは、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するための取組で、業務に組み込まれ、組織内の全ての者により遂行され、また、継続的に見直しを行いながら構築していくものです。

上下水道局は、地方自治法（以下「法」という。）第150条は適用されませんが、法第150条第1項の規定を踏まえ、令和2年4月1日付けで「堺市上下水道局内部統制に関する方針」を策定し、上下水道事業管理者の担任する事務のうち、財務に関する事務及び情報管理に関する事務その他の上下水道局における全ての事務事業を内部統制の対象とする事務（以下「対象事務」という。）として、体制の整備及び運用を行っております。

また、内部統制は、一般的に内部統制の各基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応）が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）を合理的な範囲で達成しようとするものであると考えられています。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

#### (1) 概要

令和2年4月1日から令和3年3月31日までを評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、対象事務について、局内全体と業務レベルの内部統制の評価を実施しました。

#### (2) 評価方法

##### ア 局内全体の内部統制の評価

局内全体の内部統制の評価については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）の評価項目を参照し、内部統制の基本的要素ごとに設けた評価項目について、条例、規程、マニュアル等の検証資料に基づき、評価部署による独立的評価として確認を行い、対象事務に係る不備の有無を把握することにより、内部統制が有効に整備又は運用されていたかを評価しました。

## イ 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価については、各課が、リスクの発生を防止するための対応策を整備のうえ、事務の適正な執行を確保していたかの自己点検及び評価をしたものに対し、評価部署が確認を行いました。評価部署が、各課の自己評価結果や各種資料に基づき、対象事務に係る不備の有無を把握するとともに、不備が発生した場合の改善が適切に実施されていたかなどの観点から、内部統制が有効に整備又は運用されていたかの独立的評価を行いました。

### (3) 有効性の評価

対象事務について、評価対象期間の最終日である評価基準日において整備上の不備（内部統制が存在しないもの、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができないもの等）又は評価対象期間において運用上の不備（整備された内部統制が適切に守られていないもの）が存在する場合に、内部統制は有効に整備又は運用されていないものと判断するものです。

なお、ガイドラインでは、不備のうち、堺市・市民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものや実際に生じさせたものが存在した場合に、有効でないと判断し、評価報告書に記載することとされていますが、これに限ることなく内部統制の有効性を評価することとし、「4 不備の是正に関する事項」について、不備の概要をまとめて記載しています。

## 3 評価結果

上記の評価手続に基づいて局内全体と業務レベルの評価を実施し、内部統制の有効性について下記のとおり判断しました。

### (1) 局内全体の評価

内部統制の各基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応）ごとに設けた評価項目について、次表に記載している主な検証資料に基づいて確認を行ったところ、対象事務に係る不備は把握されなかったため、内部統制は有効に整備及び運用されていると判断しました。

評価項目	主な検証資料
① 統制環境	
1-1 事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを示しているか。	・堺市上下水道局内部統制に関する方針 ・堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）
1-2 組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに、住民等の理解を促進しているか。	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・Team上下水道人材育成方針
1-3 行動基準等の遵守状況に係る評価プロ	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例

評価項目	主な検証資料
セスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	・堺市上下水道局職員の懲戒処分の基準に関する規程(平成25年上下水道局管理規程第11号)
2-1 内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	・堺市上下水道局事務分掌規程(昭和40年水道事業所管理規程第2号)
2-2 内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	・堺市上下水道局事務分掌規程 ・堺市上下水道局決裁規程(昭和43年水道局管理規程第11号)
3-1 内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	・Team上下水道人材育成方針 ・研修計画(令和2年度)
3-2 職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	・人事評価の評価項目(能力評価基準表)
<b>② リスクの評価と対応</b>	
4-1 個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	・堺市職員定数条例(昭和29年条例第3号)
4-2 リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	・堺市内部統制取組マニュアル
5-1 各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	・リスク一覧表
5-2 識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、局内全体のものであるか否かを分類する (2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響度)な重要性によって分析する (3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う	・リスク一覧表

評価項目	主な検証資料
(4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	
5-3 リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク一覧表</li> </ul>
6-1 本市において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例</li> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱（平成16年制定）</li> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領（平成16年制定）</li> </ul>
<b>③ 統制活動</b>	
7-1 リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各課の自己評価報告書</li> </ul>
7-2 各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検項目一覧表</li> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
8-1 内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認 (4) 業務の結果の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局事務分掌規程</li> <li>・ 堺市上下水道局決裁規程</li> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
8-2 内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
<b>④ 情報と伝達</b>	
9-1 必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局文書規程（平成21年上下水道局管理規程第5号）</li> <li>・ 文書事務の手引</li> <li>・ 堺市ホームページ運用ルール</li> <li>・ 堺市上下水道局ホームページ運用ルール</li> </ul>
9-2 必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政モニター</li> <li>・ 市政への提案箱（市民の声）</li> </ul>

評価項目	主な検証資料
を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様の声</li> <li>・市民アンケート（上下水道事業に関するアンケート）</li> </ul>
9-3 住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）</li> <li>・個人情報取扱事務届出</li> <li>・堺市上下水道局個人情報の適正管理に関する要綱（平成19年制定）</li> <li>・堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）</li> </ul>
10-1 作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営幹部会議、四部会議、管理職全体会議等</li> <li>・庁内LAN（デジタルサイネージ、職員情報共有のページ、電子メール等）</li> <li>・広報広聴副主任会議</li> </ul>
10-2 組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱</li> <li>・堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領</li> <li>・堺市上下水道局法規相談窓口設置要綱（平成17年制定）</li> </ul>
<b>⑤ モニタリング</b>	
11-1 内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価シート</li> </ul>
11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価シート</li> <li>・内部統制評価報告書</li> <li>・監査結果報告、監査結果に基づく措置通知書</li> </ul>
<b>⑥ ICTへの対応</b>	
12-1 組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市ICT戦略</li> <li>・堺市上下水道局ICTアクションプラン</li> <li>・堺市上下水道局ICT活用推進本部要綱</li> <li>・堺市上下水道局ICT推進主任等に関する要領</li> </ul>
12-2 内部統制の目的のために、当該組織に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポリシー</li> </ul>

評価項目	主な検証資料
おける必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各システムの情報セキュリティ実施手順</li> <li>自作システムガイドライン</li> </ul>
12-3 ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する業務の契約書</li> </ul>
12-4 ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティポリシー</li> <li>各システムの情報セキュリティ実施手順</li> </ul>

## (2) 業務レベルの内部統制の評価

各課における不備を記録したリスク評価シートの内容や記録されていない不備の有無等について、各種資料に基づいて不備の発生状況等の点検を行ったところ、評価対象期間において対象事務に係る運用上の不備が把握されたため、その限りにおいて内部統制の一部は有効に運用されていないと判断しました。

なお、令和2年度の推進部署が指定したリスクに係る評価については、以下のとおりとします。

指定したリスク	点検内容	不備の有無
現金（公金外現金を含む。）、切手の紛失、盗難、私的流用	現金出納簿、切手等受払簿などの点検	無し
個人情報の漏えい、紛失 ※局独自の指定リスク	点検票を活用した点検	無し

## 4 不備の是正に関する事項

内部統制の評価手続により把握した業務レベルの内部統制における運用上の不備は、次表のとおり5件ありました。

これらの不備については、適宜、是正措置及び改善策が講じられており、適切に対応しています。

なお、個人情報の管理については、令和2年度の局独自の指定リスクとして「個人情報の漏えい、紛失」を設定していたため、令和3年度における改善状況を点検したところ、適切に対応されていることを確認しました。

大分類	小分類	件数	不備の内容	是正措置の内容
1 予算執行	1 予算執行	0	—	—
2 収入	1 調定	0	—	—

大分類	小分類	件数	不備の内容	是正措置の内容
	2 徴収	1	①下水道敷地の占用料について、金額の転記ミスにより過少に徴収しているものがあつた。	本来徴収すべき金額との差額の徴収を行うとともに、手続に係る事務マニュアルを改訂し、複数人で請求額と根拠を確認するようにした。
	3 納入通知	0	—	—
	4 収入	0	—	—
	5 債権管理	0	—	—
3 支出	1 契約の締結	1	①積算システムの誤操作によって積算金額を誤って設定した。	チェックシートを活用して確認を徹底するとともに、システムの入力時に誤操作しないようシステムの改善を行うこととした。
	2 契約の履行の確保	0	—	—
	3 支払	0	—	—
4 現金、切手等	1 現金、切手等	0	—	—
5 資産	1 公有財産	0	—	—
	2 物品	0	—	—
6 情報管理	1 個人情報の管理	2	①個人情報を含むデータを誤って職員にメール送信した。	メール送付の際は、添付データについて間違いがないか、2名で確認するよう改めて確認するとともに、個人情報を含むデータに関して、アクセス権限やパスワードを設定することを改めて確認した。
			②業務委託受注者の従事者が、車内に置いていたお客様の個人情報が印字された伝票を紛失した。	業務責任者が当該従事者を含む全従事者に対して、取扱書類の重要性と事象発生時の業務責任者への速やかな報告義務を再教育した。

大分類	小分類	件数	不備の内容	是正措置の内容
	2 機密情報の管理	0	—	—
7 例規	1 規定整備	1	① 市長事務部局の要綱が改正されたことに伴い、当該要綱の準用規定の改正が必要であったが、改正が漏れていた。	該当の要綱を早急に改正するとともに、係で情報共有を行った。
8 文書	1 文書管理	0	—	—
	2 公印管理	0	—	—
9 ICT	1 システム	0	—	—
合 計		5		

※ この表は、対象事務について、堺市上下水道局が想定したリスクをまとめたリスク一覧表の分類ごとに作成したものです。

令和3年7月14日 堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦